資料２

（案）

道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和６年８月　日付け札幌市公共交通協議会地域公共交通会議南区部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

なお、今回変更があった内容は、「運送の区間」のみである。

記

１　協議が調っている運行態様又は運送の区間

運 行 態 様：道路運送法第４条による運行

運送の区間：別紙のとおり

２　協議が整っている運賃（料金）の種類及び額

一般運賃	350 円	中学生以上
福祉割引運賃 （身体障がい者割引・ 知的障がい者割引）	180 円	身体障がい者手帳・療育手帳・施設長の発行する割引証明書の所持者と介護者
こども運賃	180 円	６歳～12 歳未満（小学生）
乳幼児運賃	無料	６歳未満（小学校入学前）

３　適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（１）適用する期間

令和６年９月 30 日から

（２）運行日

令和６年９月 30 日から令和７年８月 31 日までの月曜日から金曜日とする。

ただし、12 月 29 日から１月３日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。

（３）利用可能時間

９:00～16：00

（４）使用車両

トヨタ　ハイエースグランドキャビン

車両定員 10 名（乗客８名）　１台

４　運行事業者【参考】

株式会社じょうてつ（札幌市白石区東札幌１条１丁目１－８）

令和６年８月　日

札幌市公共交通協議会

地域公共交通会議南区部会

部会長　　和田　康広